

○社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会事務分掌に関する規程

平成 29 年 3 月 28 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 36 条に規定する事務局における係等の設置並びに事務分掌を定めるものとする。

(係等の設置)

第 2 条 本会の事務局に次の係等を置く。

総務係

地域福祉係

生活支援係

介護保険係

シルバー人材センター

2 本会に従たる事務所として東支所を置く。

(事務分掌)

第 3 条 前条に規定する係等の事務分掌は、次のとおりとする。

総務係

- (1) 法人運営に関すること。
- (2) 財産及び固定資産の維持管理に関すること。
- (3) 企画・調整に関すること。
- (4) 人事に関すること。
- (5) 職員の福利厚生に関すること。
- (6) 規則・規程等の整備、管理に関すること。
- (7) 予算・決算に関すること。
- (8) 会計監査に関すること。
- (9) 財務に関すること。
- (10) 会計事務に関すること。
- (11) その他、他の係に属さない事項に関すること。

地域福祉係

- (1) 地域福祉活動計画に関すること。
- (2) 福祉対策事業に関すること。
- (3) 共同募金事業に関すること。
- (4) ふれあい・いきいきサロンに関すること。
- (5) 生活支援体制整備事業に関すること。
- (6) ボランティア活動に関すること。
- (7) 日常生活自立支援事業に関すること。
- (8) 福祉関係団体の事務に関すること。

生活支援係

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業に関すること。

- (2) 生活困窮者自立相談支援員の配置に関する事。
- (3) 生活福祉資金に関する事。

介護保険係

- (1) 訪問介護事業に関する事。
- (2) 居宅介護支援事業に関する事。
- (3) 通所介護事業に関する事。
- (4) デイサービスセンター水仙の管理運営に関する事。
- (5) 障害福祉サービス事業に関する事。

シルバー人材センター

- (1) シルバー人材センター事業に関する事。
- (2) シルバー人材センター運営委員会に関する事。

東支所

- (1) 訪問介護事業に関する事。
 - (2) 居宅介護支援事業に関する事
 - (3) すこやかセンター福寿草の管理運営に関する事。
- (相互援助)

第4条 係等で処理しきれないと認める事務については、係は相互に援助し、又は協力しなければならぬ。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(本会組織規程の廃止)

2 社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会組織規程(平成24年11月5日施行)は、廃止する。